

【測量業者登録を受けている皆様へ】

◆測量法（以下、「法」といいます。）第55条の5第1項の規定により測量業者としての登録を受けると、同法の規定により所定の標識を掲示しなければならず、また法に定められた書類の提出や届出の義務が生じます。本書をよくお読みいただき、申請の際には間違いのないようにしてください。

1. 変更登録の申請（法第55条の7）

次の各登録事項について変更があった時は、**遅滞なく**変更登録の申請を行わなければいけません。

- ①商号又は名称（ふりがなを忘れずに記載してください）
- ②測量業を営む営業所の名称・所在地（新設・廃止を含む）
- ③資本又は出資の額（法人のみ）
- ④役員の氏名（法人）／事業主の氏名（個人）（ふりがなを忘れずに記載して下さい）
 - ・株式会社等の「監査役」は記載する必要はありません。
 - ・役員変更の変更登録申請書を作成する際には、変更前後ともに、役職毎ではなく人毎に記載してください。また、記載は変更があった方の分だけです。役職を記載するのを忘れないで下さい。役職は登記内容と同じ役職で記載してください。
- ⑤主として請け負う測量の種類

2. 提出義務のある書類

（1）財務に関する書類（法第55条の8第1項）

※R2.4.1から様式が変更されました。

次の書類を、毎事業年度終了後**3ヶ月以内**に提出しなければいけません。

- ①営業経歴書（法人・個人）
 - ②財務事項一覧表＜貸借対照表・損益計算書の勘定項目の合計値＞（法人）
貸借対照表及び損益計算書（個人）
 - ③完成測量原価報告書（法人のみ）
 - ④会社法等に準拠した貸借対照表（写）及び損益計算書（写）（法人）
 - ⑤納税証明書（その1）（原本）（「写」はコピーを添付）
 - ⑥使用人数／営業所ごとの測量士・測量士補の人数を記載した書面
- ①～④は当該事業年度に係るものです。
- ⑤は法人の場合は法人税、個人の場合は所得税に関する、税務署発行の納税証明書（その1・納税額等証明用）です。他の様式は認められませんので十分確認してください。
- ⑥は、毎事業年度終了時において、直前の届出から変更がある場合にのみ提出して下さい。

（2）定款変更届（法第55条の8第2項）

定款変更の都度、変更事項が記載された書面を提出しなければいけません。

3. 廃業等の届出（法第55条の9第1項、第2項）

測量業者が解散した場合や、測量業の営業を廃止した場合は**30日以内**、登録の欠格事由に至った場合などは、**遅滞なく**その旨を届け出なければいけません。

4. 更新の登録（法第55条の2）

測量業者登録の有効期間は5年です。この有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとする場合は、更新の登録を受けなければいけません。

更新の登録を受けようとする場合は、**有効期間満了日の90日～30日前まで**の間に、登録申請書を提出しなければいけません。（登録手数料が必要となります）

更新の登録申請がない場合には、有効期間満了とともに登録が削除されます。

※裏面に続きます

※1. ～4. の提出部数は正本1部と写1部（ただし、登録の営業所が2つ以上の都道府県にある場合には、その都道府県の数と同じ部数）です。申請書は申請者に返送されませんので、控えを保管してください。

5. 登録証明願

3ヶ月間有効です。発行後は原本を会社で保管し、提出先にはコピーを提出してください。

登録証明願については、最長で発行までに2週間程度必要ですので、日程に余裕を持って送付して下さい。なお、持参されても当日の発行はしていません。後日郵送にてのお渡しとなります。

登録証明願の書面上の宛名及び下欄の証明者は「東北地方整備局 建政部 建設産業課長」としてください。また提出部数は正本2部（そのうち1部は整備局用、1部は会社返送用）です。

発行後、3ヶ月以内に再度発行を希望する場合には、前回発行の原本を添付してください。

6. 標識の設置（法第56条の5）

登録を受けた測量業者は、その店舗の見やすい場所に法施行規則別表第15に規定する標識を掲示する必要があります（標識の材質等は問いません）。

また、複数の営業所の登録を受けている場合は、その営業所毎に標識を掲示しなければいけません。

7. 返信用の封筒

登録済通知書及び登録証明願の送付、郵便による訂正依頼の際に使用する返信用の封筒を申請書に同封していただく必要があります。1件の申請につき1通必要です。封筒のサイズは問いませんので、郵便番号・住所・氏名を記載し、封筒サイズに見合った料金の切手を貼り付けしてください。登録済通知書を送付する際には、2枚程度の書類を同封いたします。

なお、財務に関する報告及び定款変更届につきましては、返信する書類がありませんので、封筒及び切手は必要ありません。

◆法律に規定された手続きを怠った場合、または虚偽の届出を行った場合等には、営業の停止・登録の取り消し・罰金等が科せられることがあります。

◆測量法・測量法施行令・測量法施行規則には必ず目を通して下さい。

<参照> 国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000209.html

◆測量法等や申請書類の様式、記載例、添付しなければならない書類等につきましては、東北地方整備局ホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

※東北地方整備局HP

http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kns_03ken_kan_01sok.html

◆この書類は保存し、手続きの参考にしてください。

◆ご不明な点がございましたら、以下「問い合わせ及び申請書類提出先」までご連絡下さい。

電話でのお問い合わせは9:15～12:00、13:00～17:00の間にお問い合わせいたします。

— 問い合わせ及び申請書類提出先 —

国土交通省 東北地方整備局 建政部 建設産業課 測量業係
〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL: 022-225-2171 (内線6158)

※令和2年4月から財務に関する報告書の様式が変更されました。